資料１

「（次期）千葉市こどもプラン」の策定について

～平成３２年度以降の計画～

（１）　子育て支援等に関する計画策定の実績

○平成 17 年度～平成 21 年度

「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「千葉市次世代育成支援行動計画・前期計画」を策定

○平成 22 年度～平成 26 年度

前期計画の進捗状況や市民へのアンケート結果等を踏まえ、「千葉市次世代育成支援行動計画・後期計画」を策定

○平成 24 年 8 月

「子ども・子育て支援法」において「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付け（次世代育成支援行動計画の策定が任意）

○平成 27 年度～平成 31 年度

「(現行）千葉市こどもプラン」を策定

（２）　計画期間（予定）

○平成３２年４月１日～平成３７年３月３１日（５年間）

（３）　今後のスケジュール（予定）

平成３１年	８月頃	（現行）千葉市こどもプランの進捗管理・評価
	１１月頃	（次期）千葉市こどもプラン（素案）の作成
平成３２年	１月頃	パブリックコメント実施
	３月頃	（次期）千葉市こどもプラン策定

※今後、「社会福祉審議会児童福祉専門分科会」、「青少年問題協議会」並びに「子ども・子育て会議」において審議を予定。

（４）　（現行）千葉市こどもプランについて

①趣旨

「こどもを産み育てたい、こどもがここで育ちたいと思うまち『ちば』の実現」を基本理念とし、今般の社会情勢や子どもを取り巻く様々な問題に対応するため、引き続きすべての子どもと子育て家庭への支援、青少年や若者に対する支援等を総合的に推進するために策定

②位置付け

次の４つの計画を一体的に策定し、「千葉市新基本計画」を上位計画とする個別部門計画とし、「千葉市障害者計画及び千葉市障害福祉計画」、「千葉市学校教育推進計画」等関連計画と整合を図る。

○市町村子ども・子育て支援事業計画（策定義務）

「子ども・子育て支援法」に基づき、地理的状況等を勘案して定めた区域ごとに、教育・保育の量の見込み、確保方策、実施時期等を定める。

（主に小学校就学前の子育て世帯が対象）

○子ども・若者健全育成及び支援についての計画（策定努力義務）

「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、国が示した子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して子ども・若者の育成支援について定める。

（概ね３９歳までの子ども・若者が対象）

○ひとり親家庭自立支援計画（策定任意）

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、ひとり親家庭の生活の安定と向上のための支援について定める。

（母子・父子等ひとり親世帯が対象）

○こどもの参画推進計画（策定任意）

子どもの意見を市政やまちづくりに反映することにより千葉市が活性化すること、及び子どもが将来的には市政やまちづくりに積極的に参画する大人へと成長していくことを目指し、各種事業を計画に位置付ける。

（概ね小・中・高校生が対象）